

酒田市談合疑義事実処理マニュアル

1 入札談合に関する疑義事実の定義

本マニュアルにおいて、入札談合に関する疑義事実（以下、「疑義事実」という。）とは、入札参加者等から提出された入札関係書類等から「談合等不正行為」が疑われるものをいう。

2 入札談合に関する疑義事実の把握等

(1) 疑義事実を把握した課（以下、「疑義把握課」という。）等の長は、公正入札調査委員会（以下、「調査委員会」という。）の事務局（以下、「事務局」という。）に、報告書により、速やかに報告を行うこと。

(2) 事務局は、(1)により疑義把握課から疑義事実に係る報告を受けた場合には、疑義事実の内容を報告書にまとめ、速やかに調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告を行うこと。

3 調査委員会の招集及び審議

委員長は、2により事務局から、疑義事実に係る報告を受けた場合は、「調査に値する」か否か、また、公正取引委員会及び警察への報告の必要性について、調査委員会を招集して審議するものとする。

4 公正取引委員会及び警察への報告

委員長は、調査委員会の審議の結果、調査をようすと判断した場合は、疑義事実の対応状況及び調査結果について、逐次、公正取引委員会及び警察に報告するものとする。

5 準用

上記1から4までのほか、疑義事実を把握した場合の対応については、「酒田市談合情報対応マニュアル」を準用して対応するものとする。

附則

このマニュアルは、平成31年4月1日から施行する。